

CU三多摩ニュース No.60

2020.8.20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166／090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

CU東京三多摩 第6回定期大会

新委員長に宮田清志さんを選出



2020年8月2日、国分寺労政会館において、CU三多摩第6回定期大会を開催しました。参加者はこのコロナ状況下、少人数で成功させました。

冒頭、組合執行委員会を代表して佐藤義見委員長が開会の挨拶。来賓としてCU東京本部から高木書記長と顧問弁護士の白根氏が激励のご挨拶。9団体からメッセージが寄せられました。

続いて、三宅書記長が2019年度の活動報告と秋にむけた運動方針、とくに300人組織を早期に達成し、三多摩地域で働く者の「駆け込み寺」にふさわしい体制確立を訴えました。また中山書記次長より会計報告・予算案も提示された後、6人の発言を経て、すべての議事を全員一致で採択。宮田新委員長など執行部を選出し閉会しました（活動方針別掲）

2020年度役員体制（50音順）

○執行委員長・宮田清志（新）○副執行委員長・尼崎学、大江拓実、小野塚洋行、佐藤義見、鶴岡誠一（新）、福田かづこ、星憲彦○書記長・三宅一也○書記次長・北村博昭、中山倫子、宮本一○執行委員・石川隆、石島敦、市川秀夫、岡部光男、木口栄、糸谷明、近藤初雄（新）、佐藤嘉宏、清水謙一、寺川知子、中村尚之、間島隆文、宮田和志○

会計監査・石垣雅之、大房孝明○相談役・坂内三夫の皆さん、宜しくお願いします。

三多摩から佐藤義見さんが新委員長に

CU東京第12回定期大会

コロナ禍の中で、縮小開催したCU東京第12回定期大会は7月12日、ラパスホールに代議員等43人参加で開催。すべ



ての議案・予算案・スト権等の提案が満場一致で可決され、佐藤義見新執行部体制が選出されました。

この一年、350件を超す労働相談に対応し、地域共闘への参加、宣伝行動、争議支援、組合員交流などを進め、1,405人（前年より55人増勢）へ到達しました。さらに1500人、そして3000人組織実現へ決意を固め合いました。

会場発言では、わかもの食堂などの運動で組織増を果たした文京支部、相談活動で教訓的な成果を上げているちよだ支部、専従体制確立で300人近い組織数トップのこうとう支部などの経験報告が続き、大いに激励されました。労働相談員は全支部で74人に増え、体制強化が期待されます。

新執行部体制は、新執行委員長に三多摩出身の佐藤義見、副委員長に大江拓実・寺川知子、書記次長に宮本一、執行委員に三宅一也・宮田清志（敬称略）が就任しました。

多摩・稲城分会の第4回定期総会

引き続き、地域に根差した労働組合を



7月23日、多摩・稲城分会の第4回定期総会

が開かれ、活動方針他を全員の拍手で採択、承認しました。

2019年度の活動は「障害者が働くこと」シンポジウムや毎月の駅頭宣伝、労働相談会のとりくみなど、地域にCUの存在を伝える活動にとりくんできました。2020年度の活動はコロナ禍のなかで、ますます厳しい状況にある地域の未組織労働者に寄り添う活動にとりくんでいくことを確認しました。CUの仲間のみなさんのご支援をよろしくお願いします。

新役員（敬称略）は分会長：未選出、・副分会長：大川宣弘、渡辺 基・事務局長：尼崎学・事務局次長：麻田瞳・役員：大隈真一、間島隆文、・監事：稻富勉。

労働相談より

試用期間中の解雇で相談

専門学校とスピード和解できた

Aさんは医療系のB学校法人へ入社。事務員として働き始めて3週間後、「明日から来なくてよい。一ヶ月分の給料は払うから。」と解雇を言い渡されました。Aさんは「分かりました」とは言ったものの、納得がいかないと組合に相談。

団体交渉で、B社の弁護士は、Aさんが職員として不適格であると、解雇の理由を説明。その理由は「カラーでコピーしていいよ」と言ったら、「もったいない」と口答えた。仕事のやり方について説明したら不満そうな顔をしたなど、些細なことをあげつらう解雇は適法と主張。

組合はこんな理由で解雇など前代未聞で認められないと主張。また、そういう職場に復職するつもりはないとして、解決金による和解を要求。

その後の事務折衝を経て、おおよそAさんと組合の主張が認められ、スピード解決となりました。

Aさんは無事に解決できてほっとしていますとコメントを寄せています。

国立ハンセン病資料館

労働組合結成メンバーの解雇は不当！

国交一般から支援の申し入れ

国立ハンセン病資料館の3人の学芸員が、労働組合（国家公務員一般労働組合「国公一般」）を立ち上げ、職場のハラスメント問題を中心に使用者側（資料館館長と運営受託者日本財団）と団体交渉。その後に受託法人の変更を理由に、職員全員を一旦解雇し、新受託法人の採用試験に合格した者を採用するとして組合員が解雇された問題で、CU三多摩に申し入れがありました。

組合員が不採用となった理由は、労働組合を結成し、活動したこと。日本財団、笹川保健財団とも労働組合を嫌悪し、活動家を排除するために、「受託法人の変更」を機会に解雇のための採用試験を行ったとの訴えがなされました。

CU三多摩では、国公一般の支援要請を受けて、支援のあり方等について協議、当面、要請署名に協力していく事を確認しました。

善戦・健闘の宇都宮けんじさん

最賃1500円実現へ、今後も行動

7月5日、都知事選が行われ、CU三多摩が佐藤委員長（当時）名で、支持を呼び掛けた宇都宮けんじ候補は善戦健闘するも及びませんでした。



選挙期間中、宇都宮さんは精力的に街頭に立ち、都民の命と生活を守る政策を示し、その誠実な人柄と、科学的で都民への福祉を第一とする姿勢は大きな共感を広げました。

さらに、立憲民主党・日本共産党・社民党等々の立憲野党と、宇都宮さんを支持する多くの市民団体との協力共同の闘いも一層の発展を見せ、今後の取り組みに貴重な財産と教訓を残しました。

今、労働組合として見過ごせないのは、コロナ禍に於いて、仕事を失い、営業が破綻し、生

活困難に陥った多くの人々に対する国・自治体の救済策や補償の貧困です。さらに見過ごせないのは、この“混乱”に乗じて、最低賃金の改定が見送られようとしている事です。このような状況であれば尚更、『全国一律最低賃金：時給1500円』の実現は喫緊の課題です。労働組合はこの課題でも早急な行動を組織しなければなりません。

私たちが求めているのは、政権・財界の中核や一部マスコミ、御用学者等々が叫ぶ「新しい生活様式」（自助共助に基づく自存自衛の押し付け）ではありません。日本国憲法に基づく、真に国民の命と暮らし、尊厳が守られる「新しい政治、新しい経済、新しい社会」です。遠くない時期には総選挙が行われます。市民と立憲野党の共闘の一層の前進によって、政策協定に基づく野党連合政権の樹立に向けて、CU東京三多摩も一翼を担うべく一丸となって前進しましょう！

CU三多摩第6回定期大会方針

第6回大会で、三宅書記長が報告し採択された方針は以下の通りです。要約して掲載します。

1、2019年度の運動の経過



昨年度の三多摩協議会の労働相談は31件（19年7月～20年6月）。雇用問題10件、残業代未払い

5件、労働条件関係3件、パワハラなど5件、コロナ感染の倒産解雇3件（4人）、退職に伴うトラブル5件、不当処分・雇用継続など5件。

相談者の年齢は20代：4人、30代：5人、40代：5人、50代：9人、60代：4人、70代：4人、不明：2人と、昨年度同様である。結果や経過は、団交・申入れによる解決件数9件、相談によって解決した件数4件、相談・交渉後に弁護士紹介2

件、相談のみ2件、継続中8件、本人都合で中止5件。

2、2020年度の課題と方針

（1）CU東京三多摩の運動の基本姿勢

CU東京の運動路線は、憲法と労働法規を生かし、日本の労働組合の「企業主義の弱点」を自覚して、次の4点を確認しています。①「労働三権」を通じて、個人の尊厳を守る「駆け込み寺」の活動。②労働運動の連帯と誰でも入れる組織として地域運動を推進する。③中小企業家との共同・連携、地域経済と雇用を守る。④市民と野党の共闘で「政治と社会を変える運動」との連帯。

CU三多摩もこれを運動の基調に据えて取り組みを進める。

（2）運動の重点

CU東京は「働くルールの確立」「セーフティーネットの確立」などの要求を運動の重点にして、次の課題を掲げて活動する。①8時間働きがふつうに暮らせる社会の実現。②大企業の内部留保487兆円、大資産家の資産増加への課税と社会への還元。③全国一律最低賃金の確立と時給1500円の早期実現。④医療・介護・年金・福祉・失業などのセーフティーネットの確立。⑤グローバル化の是正と地域産業の育成。

3、平和・いのちと暮らしを守るたたかいの前進

（1）コロナ禍で問われる社会の在り方と行き詰まり社会

経済活動を市場原理に任せ、資本の利潤追求を最大化させ、あらゆるもの民営化していった新自由主義は、今回のコロナパンデミクスによって破たんが明らかになっている。

ポストコロナ社会の打開方向は、①食糧、エネルギー、医療・介護・社会保障などの自己責任を基礎にした社会から、生活条件優位の社会への転換を求める。②グローバル化した資本主義の大幅な修正である。

この行き詰まりを打開する年にする上で「大企業の横暴に対する規制」「働くルールの確立」が

焦眉の課題だ。

(2) 憲法の実現は労働組合の課題

日本国憲法は個人の尊厳や男女平等、国民の生存権などの社会政策を国に求めています。27条では労働条件の必要性を示し、28条で労働者の団結権などを明らかにしています。この憲法の条文は「ポストコロナ」社会の在り方を示しています。

コロナ禍とグローバル化した資本主義から労働者・国民のいのちと暮らしを守るには憲法の理念の実現が必要です。とりわけコロナ禍でも年間40兆円を増やした大企業の内部留保に対する課税と労働者・中小企業への還元と全国一律1500円の最賃制の実現など働くルールの確立が強く求められます。

そして、「1日8時間働けば暮らせる社会」を求めます。労働組合として多くの市民と連帯し地域と社会を変える運動を、引き続き「市民と野党の共闘」などの活動に参加しながら、国政と地方政治転換の運動に取り組みます。

4、労働相談と組織拡大を柱に、CU東京3000・三多摩500を目指す

(1) 労働相談活動の強化

非正規雇用が社会標準化し、労使関係が変化する中で個別労使紛争に正面から臨んでいるCU東京の活動は、これまでの労働運動とは違う新しい運動形態といえる。今後労働相談体制の確立をさらに進めることができると強く求められている。当面、相談員数を増やし、負担の軽減を図り、女性の相談員を増やす。また、若い世代の相談員の確保・育成に力を注ぎます。

(2) CU東京3000と三多摩500組織の実現

今年度の組織拡大目標としてCU三多摩350人組織を実現するために全力を上げる。そしてCU東京年内1500人組織実現をめざす運動に貢献する。また、地域の労働組合や民主団体などの懇談と地域に根差した活動を進める。

5、組織活動の強化

(1) 地域での組織確立と組合員参加の取り組み

CU三多摩は地域に根差し、地域運動に対応する組織作りを目指してきた。そして、多摩稲城と清瀬東久留米の2分会が設立されている。地域に分会を設立することは、多くの地域住民の身近にCU三多摩を示すことになり、新たな組合の活動家や役員を作ることになる。新たな地域に根差した新分会設立を目指す。

(2) 組合員交流と青年・女性参加の取り組み

地域ユニオンの役割のひとつが非正規で働く女性の組織化である。労働相談の半数は女性であり、非正規雇用も多数は女性である。相談・オルグ活動での女性の役割は重要性を高めている。女性活動家を育成し、女性執行委員を増やす。

今年度も組合員相互の交流、新春のつどい、秋の拡大決起交流会、春の花見などに取り組む。

(3) ホームページの充実と宣伝・機関紙活動の一層の強化

今年度も引き続きホームページの充実と宣伝・機関紙活動強化に取り組む。機関紙「CU三多摩ニュース」の発行は組合員とのつながりを作る重要な活動である。毎月の定期発行、充実した紙面づくりを目指す。

(4) 執行委員会などの機関会議の強化

執行委員会と事務局会議の強化は組合活動を発展させるうえで重要である。今年度、執行委員が1名増、年度途中も含めて女性役員の増員に奮闘する。執行委員会での学習会を充実させる事や会議通知を徹底し参加状況を向上させる。今年度は学習交流会を計画する。

6、CU東京の共催活動（略）

7、財政活動（略）

（大会方針全文はホームページに掲載します。）

前進座公演 残い者

大奥、最後の一日。女優陣のみで公演

10/14 府中の森芸術劇場

10/31 武蔵野市民文化会館

観劇料金 6,400円（券は大江）